

## 砂防技術研究会 共同研究（第2回）実施要領（変更）

平成20年10月14日  
砂防技術研究会委員長 寺田秀樹

1. 共同研究の目的  
研究者と実務者が研究に取り組むことにより、研究の進展と行政課題の解決の両面において着実な成果を得ることを共同研究の目的とする。
2. 砂防技術研究会の機能  
研究の全体的な方向性、実施内容の調整を行う。研究成果の内容（行政課題との関係、技術的客観性等）の確認等を行う。さらに、広く意見等を求め共同研究の実施方法等の改善を行う。
3. 研究期間  
原則3年以下（第2回の場合：平成19～21年度内）とする。
4. 研究参加資格  
共同研究者の代表は、砂防学会員であることを必須とし、共同研究者は、大学、高専等に所属する研究者とする。  
現地調査・実験等の研究活動には各参加者の関係する学生の参加を認める（ただし、参加研究者には含めない。また、参加学生は学生障害保険に加入させることとする）。
5. 1課題当たりの研究者数  
1つの共同研究特定テーマに参加する研究者は、6名以内を原則とする。応募多数の場合は、砂防技術研究会により選考を行うが、必要に応じて対象フィールドを複数に分けて同一課題を複数グループで実施することもあり得る。
6. 研究の実施
  - 1) 研究の実施にあたっては、研究者と実務者とは実施内容及び役割分担等について協議のうえ進める。
  - 2) 研究に必要なデータは、協議結果に基づき国土交通省より提供する。
7. 成果の公表
  - 1) 成果の公表は共同で行う。
  - 2) 成果については、砂防技術研究会の活動の一環として、砂防技術研究会を通じて発表し、共同研究の実施状況や成果の周知に努める。研究最終成果は、砂防学会研究発表会、砂防学会誌等で報告するとともに、成果報告書を学会ホームページに掲載する。また、各年度の研究の実施状況を砂防学会研究発表会、学会ホームページ等により紹介する。
  - 3) 成果公表時には、砂防技術研究会共同研究の成果であることを明記する。